

第 95 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	貸付年度		内訳	金額等	
中小 企業 振興 資金 貸付 債権	平成9年度	株式会 社調和 研水	未償還 元金	114,371,615円	貸付けの法人 が事業を休止し 差し押さえる財 産がなく、連帯 保証人の著しい 生活の困窮によ り今後回収の見 込みがないため。
			その他	未償還元金に係る違約金の 請求権	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。